

令和7年度第2回三重県建築審査会 議事概要

令和8年2月4日（水）14時00分～

三重県合同ビルG101会議室

|              |  |
|--------------|--|
| 会長           | それでは、ただ今から令和7年度第2回三重県建築審査会を開催します。委員の皆様のご協力をお願いします。まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。  |
| 三重県<br>(事務局) | それでは、ご説明します。<br>議案第1号「建築基準法を適用除外に係る意見聴取について」につきましては、附属機関等の会議の公開に関する指針により、非開示情報が含まれる事項が含まれておりませんので、全面公開が可能と考えます。<br>報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人のみの記載とし、住所表記につきましても市名若しくは町名までとさせていただきましたので、全面公開が可能と考えます。 |
| 会長           | 事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。<br>それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。  |
| 三重県<br>(事務局) | 報告させていただきます。傍聴者2人が来られています。   |
| 会長           | それでは入場してください。<br>傍聴に際しまして、傍聴の皆様に注意事項をご説明いたします。<br>傍聴の方々におかれましては、お配りしました「傍聴要領」に従っていただきたいですようよろしくお願いします。なお、この規定に違反したときは注意し、また、これに従わないときは退場していただく場合がありますので、ご了承願います。   |
| 会長           | 議案第1号「建築基準法を適用除外に係る意見聴取について」の説明をお願いします。  |
| 三重県          | <議案第1号「建築基準法を適用除外に係る意見聴取について」の説明>  |
| 会長           | 説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。  |
| 委員           | 正殿の造替え前に饗土橋姫神社の造り替えが行われるとのことでしたが、こちらも式年遷宮の対象となりますか。  |
| 三重県          | 饗土橋姫神社は内宮の所管社で宇治橋を守護する神様です。正殿の造り替え前に宇治橋の架け替えを行うため、正殿よりも前に造り替えを行います。  |
| 委員           | 正殿の唯一神明造 <small>ゆいいつしんめいづくり</small> というのは全ての摂末社所管社がこのつくりなのですか。   |

|     |   |
|-----|---|
| 三重県 | すべての摂末社所管社が正殿とまったく同じつくりではありませんが、各御社がすべて構造や形式を踏襲して造り替えられます。  |
| 委員  | 法第3条第1項第3号と第4号の組み合わせが近いように思うが指定という形をとるのですか。   |
| 三重県 | 第1号の国宝相当として第4号との組み合わせになると考えております。指定ではありませんが、伊勢神宮および関係市町へ取扱いについて通知します。   |
| 委員  | 同じ構造や形式で造られているかどうかのように確認しているのですか。   |
| 三重県 | 式年遷宮という祭礼が同じ構造や形式で造り替える儀式であり、伊勢神宮としては明治初期に図面を起こし、それを基に昭和初期にも図面を起こしております。造替えの際には隣地にある旧社殿を手本に原寸図を作成して、伊勢神宮の宮大工の棟梁等や神宮司庁営繕部の技師が照査を行っていることです。 |
| 委員  | 適用除外という扱いをする上で、技術の伝承を含めて同じものを造っていく儀式であることが重要であるため、同じ形式で造られていることをどのように確認しているのかを建築審査会等でも確認ができるよう、次回に向けて検討しておいていただきたいことはできませんか。              |
| 三重県 | 工事記録など残っていると思われますので、抽出して資料を求めて担保していきたいと考えます。  |
| 会長  | 他に意見はありませんでしょうか<br>それでは、この案件について異存がないということでよろしいでしょうか。   |
| 委員  | はい。   |
| 三重県 | <「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表事例3件の紹介>  |
| 会長  | 説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。   |
| 会長  | よろしいでしょうか。これで本日の議題について終了しました。   |
| 会長  | 以上で令和7年度第2回三重県建築審査会を閉会いたします。<br>ご協力ありがとうございました。   |
|     | 以上  |